

# 随意契約理由

令和6年(2024年)9月30日

契約担当課名	デジタル戦略課
発注担当課名	デジタル戦略課
契約名称	NTT 豊中ビル～庄内コラボセンターの光ファイバ回線利用
契約内容	NTT 豊中ビル～庄内コラボセンターの光ファイバ回線利用
契約締結日	令和6年8月27日
及び契約期間	令和6年12月1日から令和8年3月31日まで
契約の相手方 (所在地・名称)	大阪府大阪府中央区城見2-1-5 株式会社オプテージ
契約金額	1,460,800円
随意契約理由	<p>(地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号に該当)</p> <p>本契約は、NTT豊中ビルと庄内コラボセンターの間に既に敷設している光ファイバ回線（以下「同回線」という。）を引き続き使用することを目的とするものである。</p> <p>そのため、同回線を所有する株式会社オプテージ（以下「同社」という。）以外が実施することが不可能であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、同社と随意契約を締結するものである。</p>